

# The Tapestry, Including the Materials related to the Keicho-era Mission to Europe (1613-1620) : Exploring the purpose of having obtained it

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-01-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐々木, 和博 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24132">https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24132</a>

# 国宝「慶長遣欧使節関係資料」の壁掛

——その入手意図を探る——

佐々木 和 博

## 1 はじめに

仙台市博物館所蔵の国宝「慶長遣欧関係資料」(以下、慶長資料と略記)47点に含まれる壁掛は、藩政期においては仙台藩切支丹所(以下、切支丹所と略記)で保管されていたものである。

この壁掛はヨーロッパ向けの中国製品で、慶長遣欧使節(以下、慶長使節と略記)の大使・支倉常長が帰路マニラに滞在した際に入手し、将来したものであると理解されている。その主な根拠は①慶長資料に含まれていること、②描かれている文様やモチーフが中国でよく見られるものであること、③裏打ち布に墨書された漢字が確認できることの三点である。

しかし、この壁掛については検討すべき基本的な課題がある。その第一は慶長使節の将来品とする根拠が必ずしも充分ではないこと、第二は慶長使節の将来品だとするならば、どのような意図で入手したのかということである。

本稿では上記の基本的な課題二点のうち、特に後者を中心に検討を加えることにしたい。

## 2 壁掛をめぐる諸課題

### 1) 慶長資料の基本的な課題

壁掛を検討する前に、慶長資料全体に関する基本的な課題について記しておきたい。これは壁掛にも関わることだからである。

慶長資料47点について、文部科学省はそのホームページでそのすべてが慶長使節によって将来されたものと説明している<sup>註1</sup>。しかし、その明瞭な根拠は示されていない。このように断ずる前にまず行うべき基本的なことは、各資

料自体の観察と分析に基づく年代と系譜の把握である。それを踏まえて、慶長使節との関係・関連の有無を検討するという過程を経る必要がある。

さらに資料を扱う際に注意しなければならないのは、藩政期における慶長資料の保管に至る経緯と場所である。換言すれば伊達政宗に贈呈され、伊達家が保管してきたものと切支丹所に没収品として保管されていたものを同列に扱わないことである。

### 2) 壁掛に関する課題

前述したように、まず必要なことは各資料の年代と系譜をそれぞれ自体の観察と分析によって把握することである。壁掛の系譜に関して、鷲塚泰光は新重要文化財指定品(1966年6月11日)を紹介する論文のなかで、全体に東洋的要素が強く、輪郭の描法・彩色・主題などから、ルソン島あたりで作られたものではないかとの見解を示した(鷲塚1966)。その後行われた修理で裏打ち布に墨書された漢字が確認されたことから、この壁掛はヨーロッパ向けの中国製品と理解されるに至った(仙台市博物館1973)。

一方、年代(入手年代)は支倉常長がマニラに滞在した1618年~1620年とされている(仙台市博物館1973)。その根拠は①《支倉常長像》や《ローマ市公民権証書》などと共に切支丹所に保管されていたものであること、②その入手地がマニラと考えられることである。しかし、この入手年代は壁掛自体の観察・分析から導き出されたものではなく、同所に保管されていた別の資料と同時期に保管されたものであるとの前提に基づくものである。したがって年代の当否は別として、この前提の正否の検討なくして根拠とすることは受け入れられない。



第1図 壁掛 (全体および部分)

そこで、筆者はこの壁掛の制作年代を把握するために、そこに描かれている男女の襷襟に注目した。襷襟は16世紀後半～17世紀前半に西欧を中心に見られる襟型式で、年代が降るに従って徐々にその直径を増すという形式的な変化が認められる。これに基づき検討した結果、壁掛に描かれた襷襟は1580年代後半～1610年代前半の特徴を示すことが明らかになり、制作年代もこの頃であるとの結論に至った(佐々木2019)。その結果、この壁掛は慶長使節の将来品と理解しても年代的な矛盾はないことが確認された。

このように壁掛の系譜と年代は明らかになったが、どのような目的で入手されるに至ったの

かという課題は依然として残っている。これを解くためには壁掛の図案の構成と内容について、これまで以上に踏み込んで検討することが必要となる。

### 3 壁掛の観察

#### 1) 概要 (第1図 a)

絹地に彩色した壁掛で、縦207.5cm、横134.4cmを測る。上辺に吊下げ用の輪穴5点が等間隔で縫い付けられている。四周は薄い青灰色地の縁飾り帯、中央部に縦に同色の区画帯が配されている。その結果、絵柄の形態は二面の縦長長



a. 牡丹と鳥



b. 虎と兎



c. 蓮と鴛鴦

第2図 壁掛(部分)

方形となる。以下、本稿では壁掛に向かって右側を絵柄A、左側を絵柄Bと仮称して記述することにした<sup>註2</sup>。

絵柄A・Bの基本的な構成は共通しており、上部から下部に向かって、人物→植物・鳥→獣→植物・水禽の順に描かれている。

なお、裏打ち布に「新昌号」「福冑号廿二尺□」の墨書が認められる。

## 2) 縁飾り帯と区画帯 (第1図a)

上下左右に縁飾り帯、中央部に縦に区画帯がある。縁飾り帯の幅は上下が各約12cm、左が約14cm、右が約16cmである。区画帯の幅は約14cmである。各縁飾り帯および区画帯の長辺は紺色の線で縁取られているが、後者には中央部にも紺色の線が認められる。

縁飾り帯と区画帯の地色は薄い青灰色で、そこに白色と茶色を用いて唐草を表現している。左の縁飾り帯は3枚の布を継ぎ合わせているが、他は1枚の布である。

## 3) 人物 (第1図b, c)

最も上部に描かれている。左右に幅約5cmの縁飾り帯を配し、左右と下に区画線が認められ、その中に人物を描く。縁飾り帯に小さく描かれた植物はその特徴から牡丹と判断できる。

描かれている人物は絵柄Aが男性(b)で、絵柄Bが女性(c)である。男性はやや右向きで右手に花枝を持ち、女性はやや左向きで左手に花枝を持っていることから、線対称を意識して描かれていることがわかる。また若い男女であることは、顔の表現から窺える。

男性は黒髪で帽子を被る。それは頭部を覆う山の部分(crown)と短い罫(brim)からなり、その境目に茶色の帯(band)を巻いている。女性はこげ茶色の頭髪で、頭の形に沿って耳が見えるように纏めている。後頭部に低い被り物の縁が表現されている。

首周りは両者ともに襷襟(ruff)で飾る。襷襟は円形で襟元から肩幅のやや内側まで耳を覆うことなく伸び、その端を8字形に作っている。

上衣の基本的な形態は男女ともに同じであ

る。身頃と袖は色が違うことから別布であり、またそれらの繋ぎ部分は別の色で表現されているから、繋ぎ部分を隠すための肩飾り(epaulet)であると思われる。男女の上衣で若干異なる点が二つある。第一は、女性の胸元には格子状の模様があるが、男性にはないことである。第二は、男性には帯が認められるが、女性にはないことである。

## 4) 植物と動物

### (1) 植物(牡丹)と鳥(第2図a)

ここに描かれている植物は花・葉の特徴から牡丹と判断できる。S字状に伸びた幹に尾の長い二羽の鳥が上下に止まっている。上の鳥は頭を左に配して横向きに、下は頭を上にして正面から描かれている。絵柄Aでは下の鳥の上半が、また絵柄Bでは上の鳥の左半と下の鳥の頭部の一部が破損のため不明である。ただ、絵柄Bの下の鳥は頭部の残存状態から判断すると、上の鳥を振り向いて見ている様子を描いていると考えられる。

### (2) 獣(虎と兎)(第2図b)

絵柄Aでは二頭の虎が、絵柄Bでは二羽の兎が寄り添うように並び、左側がやや前に位置して振り向いている。虎の右および兎の上に描かれている植物は人物が持っている花枝に似ている。

### (3) 蓮と水禽(鴛鴦)(第2図c)

絵柄A・Bともに蓮と水禽で共通する。葉が丸味を帯び、茎が上に伸びその先に花をつけていることから、蓮と判断できる。一方、二羽の水禽は冠羽があること、左側には銀杏羽と思われる褐色の羽があることから鴛鴦と判断できる<sup>註3</sup>。虎・兎と同様に二羽が寄り添うように描かれ、左側の雄(鴛)が振り向いて右側の雌(鴦)を見ている。

### (4) 描かれている動物の共通項

描かれている動物は鳥・獣(虎・兎)・水禽(鴛鴦)と異なっているが、二頭(羽)一対であることで共通している。さらにこれらは寄り添うように描かれ、左側が振り向いていることでも共通する。このことから水禽(鴛鴦)が

象徴しているように、これらの一対の動物はつがい、左側が雄で右側が雌と見ることができる。

## 4 壁掛に描かれた絵の性格と意味

### 1) 描かれた絵の性格と目的

絵柄A・Bの人物画の下に描かれている植物や動物は、最下部の蓮池水禽に端的に示されているように花鳥画とすることができる(内山・高橋2010)。また、この壁掛の制作年代は1580年代後半～1610年代前半であることから、明代末期と位置付けることができる。

宮崎法子は、明清の花鳥画には「吉祥の図として描かれたことを画家自身が画中に書いた明らかな作品が残っていたり、そのような吉祥の意味を傍証する多くの工芸品に恵まれている」ことを指摘している。換言すれば、これは同音異字という「発音を媒体に吉祥の意を伝える目的で絵画のモチーフを選択」したのであり、それはすでに宋代に始まっていた可能性がある(宮崎1996)。

以下、壁掛に描かれたモチーフの寓意を植物・動物の順に『吉祥圖案解題』(野崎1928)と『花鳥・山水画を読み解く—中国絵画の意味—』(宮崎2018)に依拠しながら探ることにしたい。

### 2) 植物

#### (1) 牡丹

百花の王と称され、その艶麗は国一番であり善美を尽くしているといわれる。それゆえに財貨が豊かで位が高いこと、すなわち富貴を寓意する。

#### (2) 蓮

北宋の儒学者・周茂叔は蓮花をはなはだ愛し「蓮、花之君主者也」としたことから花中の君子といわれる。また花と実が同時に生じること、そして「蓮」は連生の「連」と同音(lian) 同声(2声)であること、また蓮の実を意味する「蓮子」はつぎつぎと男の子(貴子)が生まれるという意味の「連子」と同音であることから子孫繁栄を寓意する。さらに蓮花を意味する荷花の「荷」が「和」と同音(he) 同声(2声)

であるため蓮花は夫婦和合も寓意する。

このように蓮花は夫婦和合や子孫繁栄などに関わる吉祥花とされる。なお「鴛鴦に蓮花」は次節で記述する。

### 3) 動物

#### (1) 鳥

鴛鴦と尾の長い鳥が描かれている。鴛鴦は雌雄がいつも一緒にいることから、仲の良い夫婦にたとえられる。これに蓮花を添えると吉祥語「鴛鴦貴子」となり夫婦睦まじく子孫繁栄を寓意する。この淵源は唐代まで遡る。

尾の長い鳥は生地破損のため冠羽が確認できないものの、綬帯鳥と思われる。「綬」は「寿」と同音(shou) 同声(4声)であることから「寿」を表す。また「綬」は印綬に通じ、「帯」は玉帯を意味することから官位に就くことを寓意する。さらに「帯」は「代」と同音(dai) 同声(4声)であり、萬代に通じる。

#### (2) 獣

虎と兎が描かれている。虎はその毛が美しく立派に生え変わることから、変化や改革を見事にすること、すなわち虎変を寓意する。また「大人虎変」はすぐれた賢者や統治者が自己革新や制度変革を行うことをいう。

兎は月のつき物で、白兎が不老長生の薬を搗いているとされる。このことから兎は不老長生を寓意する。

## 5 壁掛の構成上の特徴

四周を縁飾り帯で枠取りし、あたかも額に入れた絵画のような様式は同期のヨーロッパの壁掛(タピストリー)にも一般的に見られることではある。しかし、この壁掛ではさらに中央部に区画帯を配し、絵柄を縦長に二分している。これがこの壁掛の構成上の顕著な特徴といえる。

では、この特徴からどのようなことが読み取れるであろうか。そこで注目したいのが中央区画帯の中心に縦に引かれている紺色の線である。このような線は四周する縁飾り帯には認められず、中央区画帯を特徴づけるものである。

この線は壁掛全体の構成から見ると、中央区画帯の中央に引かれていることから、絵柄AとBを二分するためのものと見ることができる。換言すれば、これは対称軸であり、絵柄AとBは一对のものということになる。

中国において縦長の絵画作品を鑑賞用に仕上げたものとしてまず思い浮かぶのは、唐代以来の長い歴史を有する掛軸である。日本では床の間に一幅だけ掛けることが多いが、中国では「花鳥画作品が南宋のものを含めて基本的に対幅形式をとること、とくに明代ではほとんど定型化した対幅の作品となっている」(宮崎2018)。

このことを踏まえるならば、壁掛全体は絵柄AとB、さらにそれらを四周する縁飾り帯も含めて対幅の掛軸をイメージの基本に置いて構成されていると理解できる。

## 6 壁掛の基本的な性格と寓意・構成

### 1) 藩政期の保管場所から見る慶長資料の性格

現在、慶長資料47点は仙台市博物館で一括保管されているが、藩政期においては贈呈品と没収品との違いから、保管場所も異なっていた。前者に該当する資料は3点(《パウロ五世像》と短剣2振)であり、慶長使節によってもたらされ伊達政宗に贈呈されたものであることが史料で確認できる。これらの資料は藩政期においては伊達家が直接保管していた。後者は上記3点以外の44点で切支丹所に保管されていたもので、支倉常頼が寛永17(1640)年に改易・斬罪された際に同家から没収したものと考えられている(大槻1890)。

贈呈品としての慶長資料(《パウロ五世像》と短剣2振)は、慶長使節の派遣主体者・伊達政宗に贈られたものである。ではその贈呈者は誰であろうか。《パウロ五世像》は教皇庁から政宗へ贈られたものと考えられている(フィオーレ1993)。つまり、この画像は遣欧使節派遣にあたり政宗が最も重視した人物の一人であるパウロ五世に関わる返礼品の一つといえる。同様に政宗が最重要視したもう一人の人物はスペイン国王フェリペ三世である。短剣2振

——ジャワのクリスとスリランカのカスターネー——は、フェリペ三世からの贈り物と考えられる。その根拠として①ヨーロッパに関わるマークや文字が認められること、②フェリペ三世はクリスを所有していたこと、③17世紀中頃のイギリスの軍人騎馬画像にカスターネーが描かれていることからフェリペ三世も所有していた可能性が考えられることが挙げられ、また贈呈目的として、これらがインド洋世界の所産であることから、スペインの力が太平洋・大西洋ばかりではなく全世界に及んでいることを示すためと考えられる(佐々木2013)。以上のことから政宗に贈られた慶長資料は公的な性格が色濃いと見える。

一方、切支丹所保管の慶長資料は支倉家改易にともない没収されたものであることから、「常長ガ携帯セシ私有品」(大槻1890)であるとされている<sup>註4</sup>。短絡的にそのすべてを慶長使節の携帯品・将来品とはいえないものの、支倉家に保管されていた品々で、そのほとんどが私有品であると見ることはできよう。つまり切支丹所保管の慶長資料は私的な性格が強いといえるのである。

本稿で対象としている壁掛は切支丹所に保管されていたものであり、その制作年代や系譜の検討から慶長使節の将来品の一つで、没収されるまでは支倉家で保管されていたものと考えられる。

### 2) 切支丹所保管の絵画資料との比較

壁掛は切支丹所保管の慶長使節将来品の一つである。同所保管資料を絵画資料というキーワードで見ると、この他に《支倉常長像》(第3図a)と《ロザリオの聖母像》(第3図b)があることがわかる。前者は『貞山公治家記録』巻二十八、元和6年8月26日条(史料番号334)に「今日、支倉六右衛門常長等南蛮国ヨリ帰朝ス〈中略〉其身ノ画像等持参ス」とある「其身ノ画像」に該当するものである。この「画像」はローマで描かれたもので作者はフランスの画家クロード・デリユエと考えられている(石鍋2010)。後者についてはフィリピンでキリスト教徒ではない華僑によって17世紀に制作された



a. 支倉常長像



b. ロザリオの聖母像

### 第3図 仙台藩切支丹所保管の絵画資料

もので、支倉常長がそこで個人信心用に購入したものと考えられている（神吉1989）。このような研究成果に基づけば、この2点は慶長使節の将来品といえる。

切支丹所保管の3点の絵画資料は共に慶長使節の将来品ではあるが、その性格は大きく異なる。すなわち《支倉常長像》と《ロザリオの聖母像》にはキリスト教との関わりが明瞭に認められるが、壁掛にはヨーロッパ・中国の要素は認められるもののキリスト教の要素は皆無であるということである。これは壁掛の入手意図を考える上で留意すべき点である。

#### 3) 描かれた絵の寓意と構成

描かれた動植物の寓意を簡潔にまとめると第1表ようになる。これによって描かれた絵全体の寓意は、夫婦仲睦まじくして子宝に恵まれ、子孫が萬代まで続こと、また出世して生活が豊かになっても不老長生をして絶えず自己革新・制度改革に取り組むことと理解できる。このことから、描かれている若い男女は、動物がすべてつがいであることを勘案すれば、夫

婦と見るのが至当であろう。

この壁掛の構成上の際立った特徴は対幅の掛軸をイメージしているということである。したがって向かい合うように描かれた男女は、壁掛全体の構成からから見ても夫婦であるといえる。

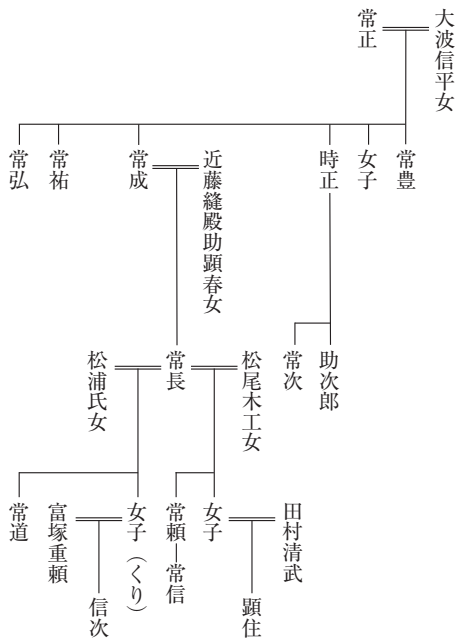
#### 4) 入手意図

壁掛は切支丹所に保管されていた慶長使節将来の慶長資料であることから、支倉常長が私的な意図をもって入手したものと考えられる。また壁掛に描かれた絵は花鳥画の範疇で捉えることができることから、吉祥的な意味を内包していることになる。さらにキリスト教の要素が全く認められないことも入手意図を探る際には重

第1表 描かれた動植物の寓意

モチーフ	寓意
牡丹	富貴
蓮花と鴛鴦	夫婦和睦、子孫繁栄
綬帯鳥	寿、叙任、萬代
虎	自己革新、制度改革
兎	不老長生





第4図 支倉氏略系図 (16・17世紀)

要な事項となる。

若い男女と描かれている動植物の寓意ならびにその構成および宗教的な要素の有無の検討結果を踏まえるならば、この壁掛は結婚間もない夫婦に最も相応しいものであり、支倉常長の入手意図もこの点に求めることができよう。

次章以降、壁掛の入手意図をより具体的に把握するために、支倉常長の家族・親族の年齢・結婚等について検討を加えることにしたい。

## 7 支倉常長の家族 (第4図)

### 1) 支倉常長の家族に関する史料

ここでは主な史料として「支倉家家譜書出」(以下「支倉書出」と略記、『仙台市史 特別編8 慶長遣欧使節』史料番号4<sup>註5</sup>)、「平姓伊藤一家支倉氏系図」(以下「支倉系図」と略記、史料番号5)、『侍衆御知行被下置御牒(四十七)』(以下『支倉御牒』と略記、史料番号1)、『伊達世臣家譜』卷十四(平士之部)百七十支倉(以下『支倉家譜』と略記、史料番号2)を用いて、常長の家族の様相を見ることにしたい。

### 2) 実父支倉常成

常長の父常成には母(大波信平女)を同じくする兄二人、弟二人、姉一人がいた。「支倉系図」には常豊(常正長男)、女子(同二女)、時正(同三男)、常成(同四男)、常祐(同五男)、常弘(同六男)とある<sup>註6</sup>。常成およびその兄弟の生年を「支倉系図」によってまとめると第2表のようになり、常成の生年のみが矛盾する。しかし時正は天文10(1541)年、常祐は天文12(1543)年に生まれていることから、常成は天文11(1542)年生まれである可能性が極めて高い<sup>註7</sup>。

「支倉系図」の常成の没年・享年には矛盾があるが、没した月日は正しい。それは伊達政宗が常成の切腹と常長の追放を命じた「茂庭石見守綱元宛伊達政宗書状」(史料番号22)とその月日が8月12日で一致しているからである。この書状の年代については慶長17(1612)年説(五野井2003)と慶長18(1613)年説(佐藤1989)があり、『仙台市史 特別編8 慶長遣欧使節』は両説を併記しているが、筆者はつぎに記す理由により、慶長17年説を支持する。

常成が天文11年生まれで、「支倉系図」のとおりに61歳で没したのならば、没年は慶長7(1602)年となるが、上記の政宗書状の研究によってこれは否定される。しかし没年が慶長17年ならば、10年延ばしたことになるから71歳となる。また十二支で示すならば慶長17年と「支

第2表 支倉常成およびその兄弟の没年・享年から逆算した出生年 (「支倉系図」による)

諱	没年・享年
	没年・享年から逆算した出生年
常 豊	天文21(1552)年正月17日, 24歳
	享祿2(1529)年
時 正	慶長19(1614)年7月19日, 74歳
	天文10(1541)年
常 成	慶長5(1600)年8月12日, 61歳
	天文9(1540)年
常 祐	永祿12(1569)年5月13日, 27歳
	天文12(1543)年
常 弘	永祿9(1566)年2月4日, 21歳
	天文15(1546)年

倉系図」が没年とする慶長5年はともに「子」である。つまり「支倉系図」の常成の没年月日は、月日は信頼できるものの、没年で12年（十二支で一回り）早く、享年で10歳若く、記しているということになる。このように12年あるいは10年という区切りのよい年代的なズレがあり、一方で月日は一致していることを勘案するならば、これは偶然というよりはむしろ意図的な錯誤と見ることができよう。

常成は出羽国置賜郡長井庄に50町の知行地<sup>註8</sup>を与えられ同郡立石郷（現米沢市）に住んでいたが、天正19（1591）年秋の豊臣秀吉による伊達政宗の所領確定にともない黒川郡（現宮城県）に50余町を分封された。そのため居所を立石郷から黒川郡大森村（現大衡村）に、その後さらに同郡富谷下ノ原里（村）に移した。しかし「富谷下ノ原里（村）」の存在は史料や地名で確認できないのでこれは誤りで、同郡高田村下ノ原（屋敷）（現大和町吉田下原）がその地に該当すると考えられる（佐々木1993）。

### 3) 養父支倉時正

兄常豊が早世したため家督となり、知行高1200石を継いで伊達輝宗・政宗に仕え、信夫郡山口邑（現福島市）に居住したが、子に恵まれなかった。そのため時正は天正5（1577）年3月、当時7歳の常長を養子とした。しかし慶長元（1596）年、時正に実子助次郎が誕生したため、政宗の命により知行高1200石を二分して常長は600石で分家した。

時正は常長が遣欧使節として出帆した翌年の慶長19（1614）年7月19日に74歳で死去した。

### 4) 長女と長男常頼

常長は松尾木工の女と結婚し二人の子どもを授かった。第一子が女で第二子が男（常頼）である。結婚年を記す史料はないが、後述するように常頼の誕生が慶長4（1599）年であることから、慶長2（1597）年以前と考えられる。

では結婚の上限年はいつだろうか。ここでキーワードとなるのが朝鮮出兵（文禄の役）である。政宗は豊臣秀吉の命で朝鮮に出兵した。

文禄元（1592）年1月5日に岩出山を発ち、同地に戻ったのは文禄4（1595）年の5・6月頃であった。常長は養父時正と共に政宗の朝鮮出兵に従軍したため、この間、領国・知行地を離れていた。時正に実子が誕生した慶長元年は朝鮮出兵から戻った翌年に当たる。常長は時正に実子が誕生したことによって分家することになり、それが契機となり結婚したと考えられる。そうであるならば常長の結婚の上限年は慶長元年となる。したがって常長は慶長元年か2年に結婚したことになり、第一子の誕生は慶長2年から3年ということになる。常長は26歳か27歳で結婚し、27歳か28歳で父親になったのである。

第二子の嫡子常頼は600石の知行を継いだ、召使にキリシタンがいたこと、またキリシタンの出入を知らなかったことの責任を問われて寛永17（1640）年3月1日に斬罪に処せられ、41歳で没した（史料番号378）。没年と享年から逆算すると出生年は慶長4（1599）年となる。

### 5) 次女と次男

次女（第三子）くりと次男常道（第四子）の母は松浦氏の女である。くりは元禄7（1694）年4月3日に90歳で死去した（史料番号382）。このことから逆算すると慶長10（1605）年に誕生したことになる。常頼・くりの誕生年によって常長は慶長4～10年の間に再婚したことがわかるが、その理由は不明である。

常道は寛永15（1638）年に死去したが、享年は不明である。ただ、くりの出生年と慶長使節の出帆年を勘案するならば、その誕生は慶長11～18年の間とすることができよう。

## 8 支倉常長の子どもの結婚

### 1) 結婚した子ども

常長には4人の子どもがいた。松尾木工の女との間には長女と長男常頼が、松浦氏の女との間には次女くりと次男常道が授かった。4人の子どものうち常道を除く3人が結婚している。ここではその3人の子どもの結婚時期を中心にすることにしたい。

## 2) 長女

「支倉系図」には「田村長門白久妻」とある。一方「田村家系図」<sup>註9</sup>には「顕住 凶書 童名 巳吉 平三郎 右衛門 母支倉常重女 元禄三年庚子二月二十一日卒 春秋七十有九歳」とあり、その父は「顕久 長門 童名小源太 後清武 母田村梅雪顕基女 寛文六年丙午四月三日卒 春秋八十歳」とある。この二つの系図を対照すると「田村長門白久妻」は「田村長門顕久妻」の誤りであり、「母支倉常重女」は「母支倉常長女」の誤りであることがわかる。

田村長門顕久は『侍衆御知行被下置御帳(八)』<sup>註10</sup>(以下『田村御帳』と略記)には「田村長門」とあるだけで諱を欠き、『伊達世臣家譜』巻之八<sup>註11</sup>には「田村長門清武」とあり諱は「清武」だけを記している。しかし『義山公治家記録』巻之七、慶安4(1651)年7月28日条および巻之八、承応2(1653)年2月12日条に「田村長門顕久」と見える<sup>註12</sup>。

「田村家系図」の没年と享年から逆算すると清武と嫡子顕住の出生年は天正16(1588)年と慶長17(1612)年となる。このことから清武の結婚は慶長16(1611)年以前と考えられる。しかし、前述した政宗の常成切腹・常長追放書状(史料番号22)が慶長17年のものであり、同書状には「支倉飛弾事、去年以来召籠分に而指置候」とあることから、常成の身柄は前年に監禁されていたことがわかる。したがって慶長16年の結婚は考えにくく、その前年の慶長15年とするのが穏当であろう。そうであれば清武23歳、常長の長女13歳か14歳のときの結婚となる。

## 2) 長男常頼

常頼の嫡子常信は「支倉系図」に「常頼一子」とあるから、常頼の第一子であり、その誕生は「支倉系図」に記された没年と享年から逆算すると寛永15(1638)年となる。しかし常信(又兵衛)自身が延宝5(1677)年に書き出した『支倉御牒(四十七)』<sup>註13</sup>には、4歳の時の寛永17(1640)年に常頼が切腹で世を去ったとある。これによれば出生年は寛永14(1637)年となり、「支倉系図」とは1年のズレが生じる。ここで

は常信自身が書き出した後者を信用すべきであろう。

常信の母は馬場出雲親成の女である。常長の長男常頼が慶長使節の派遣期間(1613~1620)に結婚した可能性は、常長不在のなかでの嫡子の結婚となるから、低いと見なければならぬ。常頼の結婚が常長の帰朝後だとすれば、その時期は元和6(1620)~寛永13(1636)の間となる。

## 3) 次女くり

くりの孫富塚平太信易が元禄5(1692)年12月朔日に提出した『切支丹不明者富塚弥平次重頼死失牒』(史料番号381)には、くりの夫富塚弥平次重頼は寛永7(1630)年9月23日に31歳で病死したとある。しかし重頼の弟富塚三郎兵衛が延宝5(1677)年に書き出した『侍衆御知行被下置御牒(九)』<sup>註14</sup>には「寛永八年九月廿三日」に病死とあり、1年の違いがある。

重頼の子三右衛門信次については『富塚弥平次家転切支丹』(史料番号382)に「元禄拾五年午四月十八日七拾七歳□病死仕」とあり、このことから逆算すると寛永3(1626)年に生まれたことになる。一方『侍衆御知行被下置御牒(九)』には、重頼が病死したとき「子共三右衛門五歳に罷成」とあることから、寛永4(1627)年生まれとなり、『富塚弥平次家転切支丹』とは1歳の違いが生じる。

このように重頼の没年および信次の出生年に1年のズレが認められることから、重頼とくりの結婚年の下限は寛永2(1625)年か寛永3(1626)年となる。その上限は常長が帰朝した元和6(1620)年とするのが穏当であろう。結婚年をその上限年とすれば重頼は20か21歳、くりは16歳、下限年とすれば重頼は26歳、くりは21か22歳となる。

## 9 常長の留守を支えた家族・親族

### 1) 常長遣欧期間中の家族・親族

慶長使節の出帆から帰朝までの常長の家族・親族について年齢を中心に見てみたい(第3

表)。実父常成は慶長17(1612)年に政宗に切腹を命じられ、すでにこの世を去っていた。養父時正は出帆した翌年に74歳で死去した。長女は田村清武の妻となり、慶長17年に第一子顕住が誕生していた。嫡子常頼は出帆時15歳であり、異母妹くりは9歳、同弟常道は8歳以下であった。

常長の妻(くり・常道の母)と実母(常成の妻)については元和4(1618)年6月22日付「支倉勘三郎常頼宛支倉六右衛門常長(長経)書状」(資料番号324)に見える。この書状は常長がルソンに着いたときに常頼に認めたものである。そこには「又おうはさま・は、へよくよくねんころ候へく候」とあるから、健在であったことがわかるが、生没年・享年は不明のため年齢は不詳である。

このように見てくると常長不在中、留守を預かっていたのは嫡子常頼であったといえる。ただ若輩であることは否めず、後見的な役割を果たす人物が必要であったことが考えられる。そこで注目したいのが田村長門清武である。

## 2) 田村長門清武(第5図)

慶長使節出帆時の慶長18(1613)年、田村長門清武は26歳であった。田村家譜代で、同家滅亡後、旧領内を徘徊していたが、慶長3(1598)年、11歳で伊達家の家臣となった。清武の嫡子図書顕住が延宝5(1677)年に書き出した『田村御帳』には「貞山様山城国伏見に被成御座候

時分、母召連長門に可罷登之由御意にて、長門十一歳にて母子共に罷登右長門御小性組に被召仕候由」とあるから、政宗の命を受け上京し、小姓に召し出されたことがわかる。

これには政宗の正室・愛姫(陽徳院)の関与が窺える。愛姫と清武の曾祖父が田村義顕であり、また清武の両親は愛姫の父清顕と従弟・従妹であった(第5図)。それ故、愛姫は清武を支族であると強く意識していたようである。

既述したように清武と常長長女との結婚は慶長15(1610)年と考えられ、慶長17(1612)年には第一子の顕住が誕生した<sup>註16</sup>。

このことから常長が慶長使節として渡欧する際に、留守を預かる常頼を支える親族として最も頼みとしたのが娘婿の田村長門清武と考えられる。

なお、『伊達世臣家譜』巻之八に田村長門清武は政宗の怒りに触れて禄を没収<sup>註15</sup>されたが、二代藩主忠宗の代の寛永13(1636)年に俸金10両・慶米10口を賜り、慶安元(1648)年には田300石を拝領して召出家となり、国脇番頭を務めたとある。一方『田村御帳』に寛永13年の件は「陽徳院様被仰上候由にて」とあり、また承応2(1653)年8月に隠居が承認されたとある。清武の隠居は年齢によるものだけではなく、寛永13年の件などを勘案すれば、同年1月卒去の陽徳院との関わりも考えられる。

清武の墓は「田村家系図」に野田山上(現名取市)とあるが、場所は未確認である。

第3表 慶長遣欧使節派遣期間における支倉常長の家族・親族の年齢

	続柄	慶長		元和					
		18年	19年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
支倉時正	常長養父	73	74死去						
支倉助次郎	時正長男	18	19	20	21	22	23	24	25
田村清武妻	常長長女	16~17	17~18	18~19	19~20	20~21	21~22	22~23	23~24
支倉常頼	常長長男	15	16	17	18	19	20	21	22
富塚重頼妻くり	常長次女	9	10	11	12	13	14	15	16
支倉常道	常長次男	1~8	2~9	3~10	4~11	5~12	6~13	7~14	8~15
田村清武	常長長女夫	26	27	28	29	30	31	32	33
田村顕住	清武長男	2	3	4	5	6	7	8	9

## 10 常長書状にみえる小野長門

### 1) 小野長門に関する先行研究と課題

前掲の「支倉勘三郎常頼宛支倉六右衛門常長（長経）書状」（資料番号324）に「小の長門殿はしめよしミしゆ（小野長門殿始め誼衆）」と記されていることから、常長にとって小野長門は誼衆すなわち親交のある人々のなかでも「始め」に位置づけられる人物であったことがわかる。常長にとって小野長門は留守を預かる常頼を支える誼衆のなかで、最も信頼し期待していた人物であったことが窺える。

佐藤憲一は、小野長門はあるいは田村長門清武であるかもしれないとする（佐藤2010）。その根拠として①田村郡に田村氏の支城の一つ小野城があり、一族の田村右馬清通が城主であったこと、②田村清武の父清康が政宗との合戦で一時小野城に籠もっていたことがあることを挙げている。しかし、清康が「小野」と名乗ったあるいは呼ばれていたという史料が示されていないこと、清武と地域としての小野との関係が不明であることが課題として指摘できる。

そこでつぎに①田村領内における小野の歴史的・地理的な特徴、②清康・清武と小野の関係について検討することにしたい。

### 2) 田村領小野の歴史的・地理的特徴

愛姫の祖父・田村隆顕の支配領域を知る手がかりになる史料として天文21（1552）年の「聖護院役者連署奉書」（三春町1978a）がある。そこに「田村六十六郷并小野六郷、福原村等年行事職之事」とあり、田村氏庇護下の修験蒲倉大祥院僧都房が修験道の本山・京都聖護院門跡から田村66郷・小野6郷・福原村の年中行事を安堵されていることがわかる。つまりこの奉書は、この段階での田村氏の支配領域は少なくとも田村66郷・小野6郷・福原村であることを示していることになる（小林1982）。

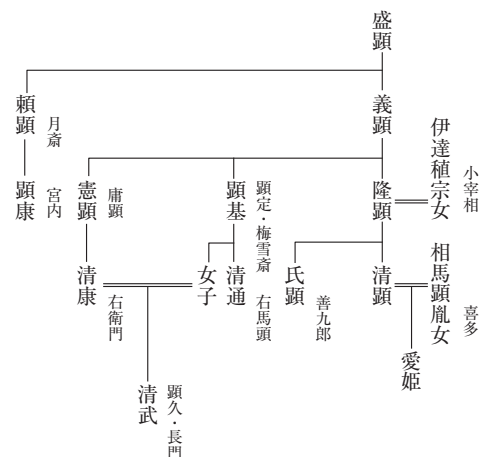
ここで注目したいのは「田村六十六郷并小野六郷・福原村」と地域を分けて記述していることである。歴史的に見れば「田村六十六郷」は

田村庄、また「小野六郷」<sup>註17</sup>は小野保のことであり、これをまとめた田村郡が文禄3（1594）年の『蒲生領高目録帳』<sup>註18</sup>に見える。このことから田村郡は天正19（1591）年9月に田村庄と小野保が会津蒲生領に編入されたことを契機に成立したものと思われる。なお「福原村」は阿武隈川左岸の安積郡に属する。

地理的に見ると田村庄の領域は中通り地方の中央部、北流する阿武隈川右岸から阿武隈高地の西側の間に位置する。田村庄域を流れる中小河川は阿武隈川の支流であり、阿武隈高地を源にしておおむね西流する。一方、小野保の領域は田村郡の南東部を占めて岩城郡と接し、太平洋に向かって東流する夏井川の上流にあたる。つまり小野保の地理的な特徴として、田村庄とは異なり阿武隈川水系に属さないことが挙げられる。

### 3) 田村清康と小野（第5図）

愛姫の曾祖父・田村義顕は永正元（1504）年あるいは永正13（1516）年に居城を三春に移し、次男顕基（梅雪斎）を小野に、三男憲顕を船引に配置したとされる。しかし岩城常隆の小野進攻は16世紀第2四半期まで続くから、顕基（梅雪斎）の小野支配は、義顕を継いだ隆顕の代（天文年間）に入ってからのことかもしれない（小林1982）。ただ前掲の「聖護院役者連署奉書」の



第5図 田村氏略系図（16・17世紀）

存在から天文21年以前とすることはできる。

田村清武の父清康が小野との関わりをもつのは隆顕から家督を継いだ清顕が嗣子をのこさず天正14(1586)年に死去した後である。清顕の死去にともない田村家は清顕後室の喜多(相馬顕胤女)を中心に田村頼顕入道月齋・田村顕基入道梅雪齋・田村右衛門清康・橋本刑部顕徳の四宿老で合議し、政宗の意を得て運営することになった。しかし程なく相馬氏・伊達氏などとの関係をめぐって田村家中は田村月齋・橋本刑部顕徳を中心とする勢力(月齋派)、田村梅雪齋・田村右衛門清康を中心とする勢力(梅雪齋派)、清顕後室・大越顕光の親相馬氏勢力(相馬派)に分裂し、勢力抗争が起こった(垣内2017)。まず天正16(1588)年8月3日、清顕後室が三春城から船引城に移り隠居し、代わって清康の甥・宗顕が三春城に入った。翌4日夜、田村梅雪齋・田村右衛門清康以下、田村譜代・新参共38人が三春を去り、田村右馬頭清通の居城小野に退いた。

5日、政宗が三春城に入り、田村家の今後のあり方が決定された。政宗は三春に9月中旬まで滞在し田村仕置を進め、9月17日に三春を立ち米沢城に帰還した。

小野城に退いた田村梅雪齋・田村右衛門清康らは岩城氏を頼むようになる。岩城氏は佐竹氏・相馬氏と内談して田村領を侵攻した。天正17(1589)年5月、岩城常隆は小野に在陣して門沢城を、相馬義胤は岩井沢に在陣して常葉城を、佐竹義重は滑川に在陣して大平城をそれぞれ攻撃した。さらに岩城常隆は7月3日、下枝城を攻め、そのとき殿を務めた田村右衛門清康以下104人が田村・伊達勢に討ち取られた。12月、伊達・岩城の和議が成立し、岩城常隆から田村領小野と大越が返却され、田村梅雪齋などが田村家中に復帰した。

#### 4) 『奥陽仙道表鑑』の小野右衛門大夫隆信

『奥陽仙道表鑑』巻之十一「再久保田對場並下枝合戦之事」につぎのような記事がある<sup>註19</sup>(句読点は筆者加筆)。

〈前略〉岩城勢の内、田村右衛門大夫隆

信は殿後して近付く敵を討払ひて退きける。〈中略〉右衛門大夫、是迄と五十餘騎引返し命を限り力戦して一所にて主従共に討死す。此右衛門大夫隆信と申すは、田村大膳大夫義顕の三男孫衛門尉顕忠が嫡子なり。其頃小野郷に住居するにより小野右衛門大夫と号しける。〈後略〉

田村右衛門大夫隆信は「其頃」すなわち天正17(1589)年の下枝合戦のころ小野に住んでいたのが小野右衛門大夫と名乗っていたとある。

ただ、この記事では小野右衛門大夫隆信の諱と孫衛門尉顕忠の通称ならびに諱が誤っている。正しくは前者が清康、後者が孫右衛門憲顕(庸顕)である。つまり田村清康=小野清康ということである。

では『奥陽仙道表鑑』の著作年代はいつであろうか。『岩磐名家著述目録』(阿部編1941)によれば、その著者は「木代建達 二本松藩、定右衛門、竹禎、虎嘯堂、宝暦七没」である。このことから著述年代の下限は宝暦7(1757)年となる。一方、その上限年代を知る手掛かりとなる記事が巻之九「久保田合戦之事」にある。そこには伊東肥前守重信について「後人肥前守か石碑を郡山と云ふ所に建て今に在り」とある。この石碑は郡山市指定文化財になっており現存する。石碑には元禄5(1692)年の銘があるが、建立されたのは元禄7(1694)年である(郡山市教育委員会社会教育課編1968)。このことから著述の上限年代は元禄7(1694)年となる。以上のことから『奥陽仙道表鑑』の著述年代は元禄7年~宝暦7年の間となるが、「今に在り」との表現から、18世紀に入る可能性が高いと考えられる。

『奥陽仙道表鑑』の記事から田村右衛門大夫は江戸時代の中頃以前に小野右衛門大夫とも呼ばれていたことが明らかとなった。

#### 5) 田村長門清武と小野

田村長門清武は田村清康が田村梅雪齋らと共に三春から小野に退いた天正16(1586)年に誕生した。母は田村梅雪齋女である。その翌年7月、父清康は下枝の合戦で討死した。12月、伊

達・岩城の和議が成立し、田村梅雪齋父子は政宗から赦免され、小野の地を安堵された。

天正18(1590)年8月、豊臣秀吉は黒川城に入り奥羽の処分を進めた。蒲生氏郷に会津4郡・安積郡・岩瀬郡が与えられたが、田村庄・小野保は天正19年9月に政宗が米沢から岩出山に移るまで、政宗の所領であった。

清武の母が田村梅雪齋女であることを考えるとこの間、清武とその母は田村梅雪齋らと共に小野に居た可能性が高い。しかし政宗の岩出山入部にともない田村庄と小野保が蒲生氏郷の領国に編入されたことにより、以後数年、清武は母と共に田村郡を転々としていたようである。清武の嫡子・顕住が延宝5(1677)年に書き出した『田村御帳』には「私親田村長門本所田村に徘徊仕罷在候」とある。

小野の地と清武の関係は、誕生した時から認められ、4歳まで居住していた可能性がある。父清康はそこに2年居住したことから、後年、小野とも呼ばれていた。このようなことから嫡子清武も田村姓だけではなく小野姓でも呼ばれるようになったものと考えられる。

ここで改めて注目したいのが「小野長門殿」と記した元和元(1618)年の常長書状(資料番号324)である。この時点で田村長門清武を常長が小野姓で記しているということは、遅くとも出帆した慶長18(1618)年以前から娘婿をそのように呼んでいたことになる。したがって、その父である清康も生前あるいは討死直後から田村右衛門大夫清康とは別に小野右衛門大夫清康とも呼ばれていた可能性が考えられる。このようなことがなければ、その一子である清武を小野長門と小野姓で呼ぶことはないと思われるからである。

## 11 まとめ

慶長資料の壁掛は、そこに描かれている襷襟が1580年代後半～1610年代前半の特徴を示し、モチーフや裏打ち布の墨書などにより制作地は中国であると考えられることから、支倉常長がルソン滞在中に入手したものとすることができ

る。このような研究成果を踏まえて本稿では、さらにその入手意図を探った。その結果はつぎに記すとおりである。

まず、壁掛は切支丹所に保管されていたものであることから、常長の私物的な性格を有するものと理解した。つぎにこの壁掛は描かれた動植物とその寓意ならびに向かい合って描かれた若い男女と粹線の様相から、対幅の掛軸をイメージしたデザインで結婚間もない夫婦に最も相応しいものであることを指摘した。

一方、私物的性格を有する壁掛ということ踏まえて、常長の家族・親族の様相—具体的には系図や家譜などの史料を用いて関係者の年齢および結婚時期—の把握を試みた。その結果、常長が慶長使節として出帆する以前あるいは帰国以前に結婚していた家族・親族は田村長門清武と結婚した長女だけであることが明らかとなった。田村長門清武と長女の結婚は、支倉家を取り巻く状況等を勘案すると慶長15(1610)年で、第一子顕住の誕生は慶長17(1612)であったと考えられる。

このような状況を前提として、さらに田村長門清武と慶長使節としての常長の関係をルソンから嫡子常頼に宛てた書状(資料番号324)を手掛かりに検討した。具体的には書状に記されている誼衆の「小野長門」が誰であるかの特定である。その結果、田村長門清武の父田村右衛門大夫清康は晩年田村領の小野に住んだことから、江戸時代中期以前から小野右衛門大夫とも呼ばれていたことを確認できた。その一子である田村長門清武も幼年期に小野に住んでいたこともあり、父と同様に小野姓で呼ばれることもあったと考え、小野長門＝田村長門清武と理解するに至った。

常長のルソンからの書状に記された「小野長門」は娘婿の田村長門清武であった。このことによって、常長が留守を預かる常頼を支える重要な人物として田村清武を位置づけていることが明らかとなった。

以上の検討の結果を踏まえると慶長資料の壁掛はつぎのように考えることができる。

- ①この壁掛は、エキゾチックではあるが宗教

色のないものであるから、贈呈用の将来品として適ったものといえる。

②この壁掛は、常長が田村長門清武夫妻に対して同家の繁栄と至福を願い、また留守中の支援に対して感謝と御礼を表すためにマニラで入手してきたものである。

③帰国後、常長を取り巻く状況が厳しくなったため、この壁掛を田村夫妻に届けることができず、支倉家に置かれたままになっていた。

④その後、この壁掛は支倉家改易の際に他の品々と共に没収され、最終的に切支丹所が保管するところとなった。

本稿を執筆するに当たり、つぎの方々ならびに機関の協力を得た。記して感謝の意を表したい。

明石治郎氏、太田昭夫氏、高松俊雄氏、立澤文見氏、三浦信子氏、仙台市博物館

## 註

1. 文部科学省のホームページ [http://www.mext.go.jp/b\\_nenu/shingi/bunka/toushin/010404.htm](http://www.mext.go.jp/b_nenu/shingi/bunka/toushin/010404.htm) で閲覧できる。
2. 本稿で右または左と記す場合は向かって右あるいは左という意味である。
3. 蓮の開花期は7～8月である。一方、この時期の鴛鴦は繁殖期（4～7月）を終え、雄は銀杏羽が抜け落ち、一時的に雌に似た地味な羽色になるため、雌雄の見分けが難しくなる。しかし雌雄の見分けは嘴の色でできる。嘴は雄が赤く、雌は灰黒色である。この壁掛には蓮の開花期にもかかわらず鴛鴦の雄に銀杏羽が描かれている。また、雌雄の嘴はともに赤く表現されている。これらは生物学的には矛盾していることではあるが、絵画等の美術作品で見るとは稀ではない。
4. 「常長ガ携帯セシ私有品」は大槻論文の文脈から「遣欧使節としての常長が携帯した私有品」と解釈できるが、既述のように慶長使節に関わるか否かは各資料に対する年代と系譜を軸とする基礎的な検討を踏まえてから判断する必要がある。
5. 以下、「史料番号」は『仙台市史 特別編8 慶長遣欧使節』（仙台市、2010）の史料番号とする。
6. 史料番号5の「支倉系図」は常久と時正の間が省

略されている。今回、仙台市博物館の厚意によって常正から常長までの翻刻された同系図の提供を受けた。なお「支倉書出」は時正を常正次男、常成を常正三男とし、「支倉系図」とはその記載が異なっている。「支倉系図」は女子が一人にもかかわらず「二女」と記していることから明らかなように、「三男」は三番目の子どもで男という意味であり、「四男」から「六男」も同様に理解できる。一方「支倉書出」は女子を除き、男子だけを記していることから、時正を次男、常成を三男としたものと考えられる。

7. 生まれた月の史料はないが、仮に時正が天文10年1月あるいは2月の生まれであるならば、常成は同年11月あるいは12月生まれの可能性はある。同様に常成が天文12年1月あるいは2月生まれであるならば、常祐は同年11月か12月生まれの可能性はある。
8. 『支倉家譜』には常成の長井庄の知行地は「五千餘町」とあるが、五十餘町の誤りであろう。
9. 永禪寺（名取市）の第25世住職故田村顕晃師の伯父坂上顕比氏による写しが、同寺に所蔵されている。同寺の三浦信子氏のご厚意により、該当部分を使用することができた。
10. 『仙台藩家臣録』第1巻（歴史図書社、1978、207・208頁）
11. 『仙台叢書 伊達世臣家譜』第2輯（仙台叢書刊行会、1937、17～20頁）
12. 平重道編 1974 『仙台藩史料大成 伊達治家記録』5 宝文堂出版販売 374・417頁
13. 『仙台藩家臣録』第4巻（歴史図書社、1978、232～234頁）
14. 『仙台藩家臣録』第1巻（歴史図書社、1978、236頁）
15. 「芳賀因幡」のことに因るものであろう。大和田新右衛門重定の弟・佐渡重清が延宝7（1679）年に書き出した『侍衆御知行被下置御帳（七）』（『仙台藩家臣録』第1巻、歴史図書社、136～139頁）には「貞山様御代芳賀因幡と申窄人者之進退之儀を田村長門と新右衛門取持申候に、誤之儀候て兩人共に進退被召放候。新右衛門儀は窄人之内相果候故名跡も無御座候」とある。芳賀因幡は『伊達世臣家譜』卷之十二（平士之部）百四十一 芳賀（『復刻版 仙台叢書 仙台世臣家譜 第2巻』宝文堂出版販売 119・120頁）によれば、政宗の代に田142石5斗、粟米8口、畜馬資を給わり、金役を務め、伏見に従事したとある。この芳賀因幡と「芳賀因幡と申窄人者」を誤って取り扱ったことで「進退被召放」たのであろう。一方、田村長門清武は『田村御帳』に「御城下に被指置」ていたが「寛永十貳年〈中略〉御勘気御免」とある



16 国宝「慶長遣欧使節関係資料」の壁掛——その入手意図を探る——

から、政宗によって処分解除されたことがわかる。ただ「何年之比御勘気被仰付候哉、一円覚不申」とし、処分を受けた年は不明するが、おそらく政宗晩年のころであろう。

16. 清武はその後、次男顕突と女を授かった。顕突は「田村家系図」に「萬治三年庚子二月十三日卒時齡四十有一歳」とあることから、誕生は常長が帰朝した翌年の元和7（1621）年ということになる。女の生没は不詳であるが、「永井六之助顕重妻」とある。「田村家系図」の掲載は右から顕住・顕突・女の順であるから、第三子として誕生したのである。
17. 「正保二年二万石・三万石差別覚書」に「小野六郷 菅谷 栗出 広瀬 飯豊 羽出庭 和名田 田原井」とあり、郷（村）名を具体的に知ることができるが、一郷（村）多い（三春町編1978b）。
18. 田村郡に属する86村が記載され、その中に小野六郷（「栗出」「須賀屋」「広瀬」「田原居」「羽出庭」「飯豊」）が確認できる（福島県立博物館編2002）。
19. 本稿では『岩磐史料叢書』上 岩磐史料刊行会、1917の復刻版（歴史図書社1971）を用いた。366～367頁

## 引用文献

- 阿部泰菴篇 1941 『岩磐名家著述目録』福島県立図書館 23頁
- 石鍋真澄 2010 「支倉常長の肖像画」『仙台市史 特別編8 慶長遣欧使節』仙台市 574～584頁
- 内山淳一・高橋あけみ 2010 「国宝『慶長遣欧使節関係資料』—内容と特色—」『仙台市史 特別編8 慶長遣欧使節』仙台市 530・531頁
- 大槻文彦 1890 「金城秘鑑（仙台臺黃門遣羅馬使記事）」『文』4-1, 2 金港堂 26～29頁, 99～105頁（のち『復軒雜纂』1902 廣文堂書店 308～369頁に所収）
- 垣内和孝 2017 『伊達政宗と南奥の戦国時代』吉川弘文館 108～121頁
- 神吉敬三 1989 「イベリア系聖画国内遺品に見る地方様式」『美術史』126号 美術史学会 151～172頁
- 郡山市教育委員会社会教育課編 1968 『郡山市の文化財』郡山市教育委員会 96～98頁
- 五野井隆史 2003 『支倉常長』吉川弘文館 55～72頁
- 小林清治 1982 「第四編 第四章 第一節 田村氏の三春移城」『三春町史』第1巻 三春町 432・433頁

- 佐々木和博 1993 「宮城県大和町西風所在の五輪塔—支倉常成・常長との関わりの可能性—」『仙台市博物館調査研究報告』第13号 仙台市博物館 16～27頁
- 佐々木和博 2013 『慶長遣欧使節の考古学的研究』六一書房 199～207頁
- 佐々木和博 2019 「国宝『慶長遣欧使節関係資料』における壁掛の年代—襷襟の変遷に注目して—」『みちのくの考古学 50周年記念誌』みちのく考古学研究会 93～111頁
- 仙台市博物館 1973 『仙台市博物館図録Ⅱ』仙台市博物館 頁記載なし
- 佐藤憲一 1988 「『支倉常長追放文書』の年代について」『仙台市博物館調査研究報告』第8号 仙台市博物館 32～42頁
- 佐藤憲一 2010 「大使、支倉常長について」『仙台市史 特別編8 慶長遣欧使節』仙台市 553～562頁
- 野崎誠近 1928 『吉祥圖案解題—支那風俗の一研究—』中國土産公司（本稿では宮崎法子監修・解説、2009年、ゆまに書房発行の復刻版を使用した）
- 平田禎文 2018 『陽徳院 愛姫』三春町歴史民俗資料館 44・45頁
- フィオーレ、クリスティナ・ヘルマン（小関史絵訳） 1993 「東洋におけるキリスト教伝道の歴史的証言—クイリナーレ宮殿のサーラ・レージアの肖像画について—」『仙台市博物館調査研究報告』第13号 仙台市博物館 1～15頁
- 福島県立博物館編 『氏郷とその時代—蒲生氏郷基礎資料集—』福島県立博物館 80頁
- 三春町編 1978a 『三春町史』第7巻 三春町 171頁
- 三春町編 1978b 『三春町史』第8巻 三春町 114・115頁
- 宮崎法子 1996 「中国花鳥画の意味（上）—藻魚図・蓮池水禽図・草虫図の寓意と受容について—」『美術研究』第363号 国立文化財機構東京文化財研究所 267～271頁
- 宮崎法子 2018 『花鳥・山水画を読み解く—中国絵画の意味—』筑摩書房 269～270頁
- 鷲塚泰光 1966 「祇園祭礼図・慶長遣欧使節関係資料」『MUSEUM—東京国立博物館研究誌—』第185号 東京国立博物館 28～31頁

## 掲載図の所蔵機関

第1図・第2図・第3図：仙台市博物館